

資料 2

令和8年(2026年)1月27日
八王子市社会福祉審議会
高齢者福祉専門分科会
高齢者福祉課

地域ケア推進部会の設置について

決議(案)

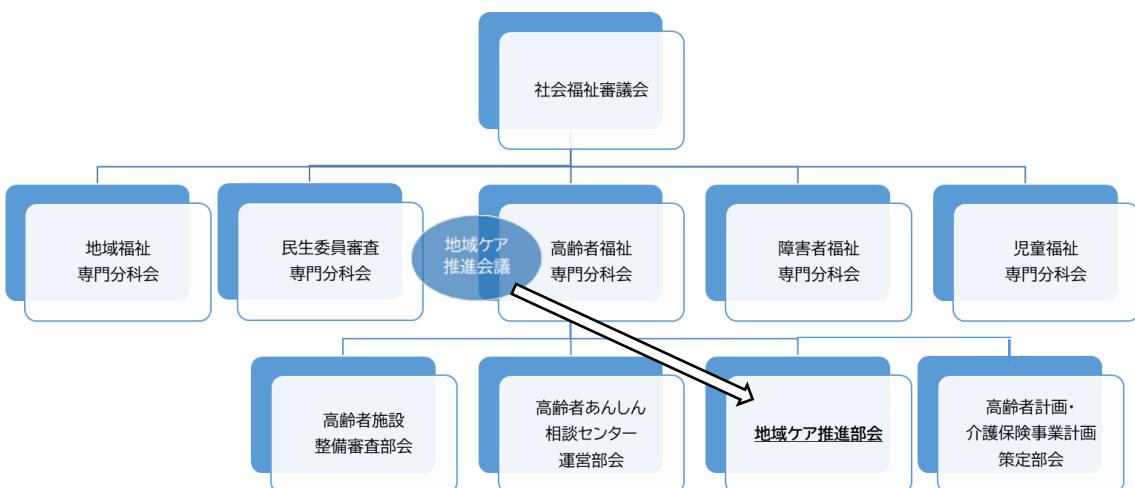
八王子市社会福祉審議会条例第7条第2項の規定に基づき、地域ケア推進部会を設置する。

【参考】

1 部会設置の目的

- (1) 高齢者福祉専門分科会の一部として実施している地域ケア推進会議を分科会から独立させることにより、地域課題の解決のための審議時間を確保すること。

【社会福祉審議会の体系図（案）】



- (2) 地域ケア会議で課題となった、包括全体にかかる課題や緊急性の高い課題など、政策形成に向けた検討を行うため、地域ケア推進部会を隨時開催できるものとし、課題解決に向けた議論を重ねること。
- (3) 地域ケア推進部会の組織について、近年の課題である地域づくりや権利擁護に対応するため、法律専門職や現場により近い高齢者あんしん相談センター長などで構成すること。

2 部会について

(1) 部会の位置づけ・名称について

ア 部会の位置づけ

「八王子市社会福祉審議会条例第7条第2項」に基づき、高齢者福祉専門分科会の決議により専門分科会に置くもの

イ 名称

八王子市地域ケア推進部会

ウ 所掌事項

(ア) 高齢者支援に係る地域課題への対応に関すること

(イ) 地域ケア会議の運営手法の見直しに関すること

(2) 組織について

ア 構成人数

委員定数を10名程度とする。

イ 組織の構成員

【構成員(案)】

No.	選出区分(定数)	所属団体等
1	介護保険被保険者	市民委員
2	地域団体の代表者	町会自治会連合会
3	福祉関係者	八王子市社会福祉協議会
4	福祉関係者	民生委員児童委員協議会
5	保健医療関係者	八王子市医師会など
6	法律専門職	弁護士又は司法書士
7	介護サービスを提供する事業者	八王子介護支援専門員連絡協議会など
8	学識経験を有する者	福祉専門の学識経験者
9	地域包括支援センター	(高齢者あんしん相談センター)
10	行政(市職員)	地域づくり関係課

(3) 委員の任期

ア 原則、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

イ 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、部会に臨時委員を置くことができる。

ウ 上記イのほか、部会は委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

エ 令和8年度は地域ケア推進会議からの移行期間として、地域ケア推進会議の委員の残任期間に合わせ任期を1年とし、地域ケア推進会議の委員(臨時委員を含む)のうち、数名を部会委員として選出し、各団体に対し委員の推薦について依頼する。

(4) 開催回数

年4回程度を予定

3 参考条文

八王子市社会福祉審議会条例(平成26年条例第30号)【抜粋】

(部会)

第7条 前条第1項第4号に規定する障害者福祉専門分科会に、次に掲げる部会を置き、その所掌事項は、次に掲げる部会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1)～(3) 略

- 2 前項に定めるもののほか、専門分科会は、その決議に基づき、専門分科会に部会を置くことができる。この場合において、専門分科会は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。
- 3 部会は、専門分科会の会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 4 部会に会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 5 部会の会長に事故があるとき、又は部会の会長が欠けたときは、あらかじめ部会の会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 第4条第3項の規定は部会の会長の職務について、第5条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。
- 7 審議会及び専門分科会は、その定めるところにより、部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。